

流山市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により流山市（以下「本市」という。）へ寄附いただいた市外在住の寄附者へ感謝の意を表するとともに、寄附者がふるさと納税を契機として本市の魅力に触れることにより将来にわたって本市を応援したくなるような魅力溢れる物品やサービス（以下「返礼品」という。）として提供していただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件等

以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- （１）各種法令規則、条例等に沿った生産・製造・販売・サービスの提供を行っていること。
- （２）市内に事業拠点（本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等を有する法人、その他団体又は個人事業者であること。ただし、特に本市の産業振興や魅力発信、地場産品等のPRにつながると判断されるような場合、この限りではない。
- （３）流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成３年４月１日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、同基準に掲げる指名停止の要件に該当する行為を行っていない者であること。
- （４）法人又はその代表者若しくは役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員でないこと。
- （５）市税の滞納がないこと。
- （６）物品の送付作業及び役務の利用券等の発行・送付作業を含め、寄附者への返礼品提供に係る一連の作業が行えること。
- （７）返礼品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償が生じた場合に適切な対応が可能であり、また、その対応等について、５に記載する流山市ふるさと納税事務局へ速やかに報告ができること。

3 返礼品の要件

以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- （１）本市の魅力の発信や、地域産業の活性化につながるものであること。
- （２）品質及び数量の面において年間を通じて安定供給が見込めるものであること。

こと。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なもので期間・数量を明示できる場合は、この限りではない。

- (3) 市内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであって、平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条第1項に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- (4) 公序良俗に反しないものであること。
- (5) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。
- (6) 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
- (7) 業として生産しているもの又はされたものであって、個人の趣味、特技により私的に作成したものでないこと。また、当該物品又は役務以外に別途追加で購入等することが前提となっている物品又は役務でないこと。
- (8) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、流山市のふるさと納税返礼品として提供すること等について生産者・製造者の同意を得ていること。
- (9) 食料品・飲料品の場合は、寄附者に返礼品が到着後一定期間（概ね1週間以上）の賞味期間が保証されていること。ただし、鮮度が高く要求される生鮮食料品等についてはこの限りではないが、発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。運搬に当たっては食品衛生法等に基づき、運搬方法等に留意すること。
- (10) 宿泊、食事等のサービスを提供する場合は、一定の利用期間を設けること。
- (11) キャラクター等を使用する場合等返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の承諾を得ていること。
- (12) 本市が求める場合に、返礼品のサンプルを提供又はサービスについて現場での確認ができること（原則として無償提供。）。
- (13) 流山市のふるさと納税関連ホームページ等に掲載するため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名、説明文、画像データ、返礼品事業者名等）を提供可能であること。
- (14) 宅配業者により配送が可能な商品等であること。
- (15) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令を遵守し、違反していない返礼品であること。

なお、地場産品基準の該当状況については、最新の法令（解釈を含む）、製造等の状況により判断をします（過去に返礼品であったことは判断要素にはなりません。）。

4 返礼品の価格及び寄附金額の設定

返礼品の価格は、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格とします。(送料は返礼品の価格に含みません。)

寄附金額は、総務省の基準に基づき、提供価格及び送料、募集に関する経費等を基に、本市が決定します。

5 返礼品取りまとめ委託事業者及びお問い合わせ先

本市は、効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、返礼品取扱業務全般を下記事業者に委託しています。

■委託事業者【流山市ふるさと納税事務局】

株式会社ローカル

(発注・発送・精算関係についてのお問い合わせ)

受付時間：9:00～18:00 (土日祝・年末年始を除く)

TEL：050-6883-1009 FAX：050-3588-2325

MAIL：nagareyama@lo-cal.co.jp

6 申込期間

申込は随時受け付けています。申込を希望する場合は、返礼品の内容や地域産品基準を満たしているか等を確認するため、事前に流山市ふるさと納税事務局へ御連絡してください。

※申込時期により返礼品の取扱開始時期が異なります。

7 申込方法等

以下の様式に必要事項を記入して提出、もしくは流山市ふるさと納税事務局が指定するWEBサイトから指定の方法で必要事項を入力し必要なデータを提出してください。

なお、その他必要とする書類がある場合は、別途提出を依頼しますので、御対応してください。(市内で事業を行っていることを証する書類等。例：営業許可証の写し、法人登記簿謄本、税務書類等)

(1) 協力事業者の登録申込及び変更届

流山市ふるさと納税返礼品協力事業者登録申込書兼変更届 (第1号様式)

(2) 返礼品の登録申込

流山市ふるさと納税返礼品登録申込書 (第2号様式)

(3) 返礼品の変更届

流山市ふるさと納税返礼品変更届 (第3号様式)

(4) 協力事業者の取りやめ等

流山市ふるさと納税返礼品等（協力事業者登録・提供）取りやめ報告書
（第4号様式）

8 協力事業者への依頼内容

協力事業者は、業務の円滑な運用のため、市の定める方法で返礼品発注への対応、発送、精算をお願いします。

9 申し出義務

返礼品の採用後、次のいずれかに該当するときは、速やかに流山市ふるさと納税事務局まで申し出てください。

- (1) 返礼品の発送に遅延が生じたとき
- (2) 返礼品の製造やサービス提供等が中止、終了となる恐れが生じたとき
- (3) 返礼品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき
- (4) 登録された返礼品の内容に変更が生じたとき

10 採用の取り消し

次のいずれかに該当するときは、協力事業者及び返礼品の採用を取り消します。

- (1) 協力事業者が本市に掲載中止又は取扱の中止を申し出たとき
- (2) 協力事業者又は返礼品が本要項に規定する事項を満たさなくなったとき又は満たしていないことが判明したとき
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱、解釈の変更等により返礼品として相応しくないと判断したとき
- (4) 返礼品の生産・製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき
- (5) 他社が生産する物品、役務を取り扱う場合に、流山市のふるさと納税の返礼品とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき
- (6) 申込内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき
- (7) 申込内容に虚偽があったとき又は、意図的に事実を隠して提案したとき
- (8) 流山市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき
- (9) 返礼品の品質、役務の内容について寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様のクレームが度重なるとき
- (10) 協力事業者が本事業の実施に非協力的で、本事業の遂行に支障を来すと本市が判断したとき

(11) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき

1.1 個人情報の保護

- (1) 協力事業者は業務を履行するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守するほか、本市が定める個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守してください。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品発送以外の目的で使用できません（ダイレクトメールの送付などの二次利用や第三者への漏えいは禁止します）。また、協力事業者でなくなった後も同様です。

1.2 その他留意事項

- (1) 寄附者が流山市民の場合は、返礼品は送付できません。
- (2) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、買い取りを確約するものではありません。
- (3) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について流山市ふるさと納税事務局へ必ず報告をしてください。なお、品質等による補償やクレーム対応については、本市は一切の責任を負いません。
- (4) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

【事業のイメージ】

